

グラウビュンデン州による新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置について

【ポイント】

● 12月4日、グラウビュンデン州は、新型コロナウイルス感染症予防のための独自の追加措置を実施すると発表

【本文】

12月4日、グラウビュンデン州は、新型コロナウイルス感染症予防のため、12月4日（金）から12月18日（金）までの間、以下の独自の追加措置を実施すると発表しました。

1 私的及び公共の空間において、参加者が10人を超える集合が禁止されます。

2 私的及び公共の空間において、参加者が10人を超えるイベント及び活動が禁止されます。

ただし、政治的なイベント及び会合は対象外です。

宗教上の礼拝及び葬儀については、参加者は最大50人を限度とし、社会的距離の確保及びマスク着用を厳格に遵守した上で実施が可能です。

3 飲食店（スキー場の施設を含む）は、12月17日（木）まで閉鎖されます。

ただし、テイクアウト店、配達、食堂及び宿泊客用のホテル内レストランは対象外です。

4 映画館、劇場、美術館、図書館、クラブ、ウェルネスセンター、アイススポーツ施設を含むレジャー施設は、閉鎖されます。

ただし、屋外におけるレジャー施設及び宿泊客用のホテル内ウェルネス施設は対象外です。

5 私的及び公共の空間において、参加者が10人を超えるスポーツ活動が禁止されます。

ただし、16才未満の子供及び職業スポーツは対象外です。

6 12月23日（水）までの間、私立・公立を問わず全ての学校内において、マスク着用が義務付けられます。

ただし、幼稚園及び小学校は対象外です。

※ 12月15日（火）に改めてまん延状況等の評価を実施し、更なる措置が決定されます。

7 グ라우ビュンデン州における新たな検査戦略

12月11日（金）から12月13日（日）までの間、試験的プロジェクトとして、以下の3地域の全住民を対象に任意の新型コロナウイルス検査が実施されます。

この検査の目的は、無症状感染者の状況を確認し、的を絞った感染防止対策を講じるため

及び感染状況の更なる悪化によりグラウビュンデン州全域における全面検査の必要性が生じる場合の準備を行うためです。

- (1) Maloja (主要観光地)
- (2) Bernina (症例数が多い地域)
- (3) Engadina Bassa/Val Muestair

以上に加え、山岳鉄道、宿泊施設、医療従事者、教員等、その他多くの社会的接触を伴う職業及び介護施設・病院への訪問者に対し、新たに定期的な検査が導入されます。この措置は、無症状感染者を特定し、感染の連鎖を断絶することが目的です。

○グラウビュンデン州発表

<https://www.gr.ch/DE/Medien/Mitteilungen/MMStaka/2020/Seiten/2020120401.aspx>

(リンクはドイツ語、他にロマンシュ語及びイタリア語有)

※参考：過去のグラウビュンデン州における措置

○10月16日

<https://www.ch.emb-japan.go.jp/files/100104429.pdf>

(連絡先)

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

(メール配信停止手続き)

○在留届を提出されている方がスイスから転出する場合又は既に転出された場合

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

○メールマガジン解除

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=ch>

○「たびレジ」簡易登録をされた方

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>